

## 委託業務仕様書

### 1 事業名

東三河地域農商工連携取組発信事業

### 2 事業の目的

東三河地域は、農商工バランスのとれた産業構造となっており、農業産出額や製造品出荷額は全国的にも有数の規模を誇っているが、地域間競争が激化する中において、新たな価値創造を通じた地域産業の革新展開が求められている。

そのような中、東三河県庁では「東三河振興ビジョン2030」が掲げる重点的に取り組むべき施策「地域産業の革新展開」の着実な遂行のため、農商工連携の取組を進めている中で、付加価値を高める食のブランド化を推進している。これまでも様々な農商工連携の取組がなされ、地域の特産品を活用した商品・メニューが数多く存在しており、その商品は、地域の道の駅や飲食店等で取り扱われ、地産地消の取組が盛んである。

しかし、その取組みについては地域内での活動がほとんどであり、地域外の人に対して十分に魅力発信ができていないという課題がある。

このような背景を踏まえ、本事業では、東三河地域外で東三河地域の特徴を活かした「食」を通じたブース出展を地元飲食店事業者や企業、商工団体等と実施することで、地域外の人に対して農商工連携商品を通じた認知度向上及び体験により、効果的な魅力発信による更なる産業振興が期待できる。

### 3 契約期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

### 4 事業の実施内容

東三河地域外で地元飲食事業者等とブース出展を実施することで、東三河の農商工連携商品をPRする。

実施にあたっては各種ブース展示の設置以外に、来場者に対してノベルティ配布を行うことで、東三河地域の魅力を来場者に効率的にPRする。

#### (1) ブースの出展

本委託業務を受託する事業者（以下事務局）は多くの利用客が見込める場所での東三河農商工連携ブース出展を実施する。実施にあたっては、東三河地域の飲食店事業者、食品加工業者、商工団体等と協力してブースを設置するなどして、農商工連携の取組のPRを図る。

- ・ 出展期間は令和7年6月上旬から令和8年1月下旬のうち1週間以上、出展回数は1回とすること。また、出展期間の決定にあたっては、参加事業者の都合を十分考慮すること。
- ・ 開催場所については、名古屋市栄の地下街など集客が見込める場所とすること。
- ・ 出展内容については展示販売、特産品紹介、地域PRなど様々な角度から東三河地域の農商工連携をPRできる内容にすること。
- ・ 展示販売は試食等を実施し、効果的な販売促進を行うこと。
- ・ 事務局は、参加事業者の必要に応じて、商品の委託販売を実施すること。実施方法について事

事務局は県と協議のうえ決定すること。

- ・ 商品の委託販売を行う者は、あらかじめ商品知識を習得し、来場者に対し効果的な商品PRを実施すること。
- ・ ブース設置にあたり、東三河地域の観光組織、商工団体、地元企業、農業関係者等から構成すること。
- ・ 開催日時、開催場所、出展事業者等について事務局は県と協議のうえ最終的に決定すること。
- ・ 事務局は来場者の反応が確認できるようなアンケートを実施すること。

## (2) 記念グッズの作成

(1) のブース出展時に東三河のPRに繋がるノベルティグッズを作成し、来場者に対して配布を行い、東三河のPRを図る。

- ・ グッズについては製品とし、簡単に持ち運ぶことができ、かつ性別及び年齢に関わらず広く日常的に使用可能なものとする。
- ・ グッズの作成数はブース来場者に広く配布でき、効果が見込める個数以上とすること。

## (3) 広告宣伝の実施

(1) のブース出展に向け、駅構内又はその周辺での広告のほか、チラシを作成し、効率的な宣伝を行う。

- ・ 駅構内等の広告掲載期間は1週間以上とし、効果が見込める適切な時期に実施すること。また、その掲載場所はブース出展場所の沿線や利用者の多い場所など効果が見込める場所とすること。
- ・ チラシは、公共施設や娯楽施設など高い集客効果が見込める場所に配布すること。
- ・ SNS広告はブース出展地域のSNS利用者を対象に、高い集客効果が見込める方法で実施すること。

## 5 スケジュール

項目 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
契約締結	↔											
ブース出展 事業者募集	←	→										
チラシ作成		←	→									
PRグッズ作成		←	→									
駅構内等の広告掲載		←	→									
SNS広告		←	→									
ブース出展			←	→								
成果物納入											↔	

## 6 成果物

次のものを納品すること。

ただし、別途電子データを納品すること。

- (1) 業務実施報告書 2部（正本1部、副本1部）  
本事業の取組について、詳細に明記したもの
- (2) 実施結果報告書【概要版】 2部（正本1部、副本1部）
- (3) パンフレットやチラシ等の制作物
- (4) その他、県が指示したもの

## 7 納入場所

愛知県東三河総局企画調整部産業労働課

## 8 その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、県と定期的に会合を持ち、進捗状況の報告、スケジュール等の調整、課題や問題点の解決等について、情報交換及び報告を行い事業の円滑な推進に努めるものとする。
- (2) 本事業の進行スケジュール等については、より高い事業効果を得られるということであれば、県と協議の上、変更することも可能とする。
- (3) 専任の担当者を設置すること。（当課の他の委託業務と重複しないこと。）
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項は、県と協議のうえ決定するものとする。